

平成21年第4回  
利根町議会定例会会議録 第4号

平成21年12月10日 午前10時開議

1.出席議員

|    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 能登百合子君 | 9番  | 五十嵐辰雄君 |
| 2番 | 西村重之君  | 10番 | 会田瑞穂君  |
| 4番 | 守谷貞明君  | 11番 | 飯田勲君   |
| 5番 | 高橋一男君  | 12番 | 岩佐康三君  |
| 6番 | 中野敬江司君 | 13番 | 高木博文君  |
| 8番 | 今井利和君  | 14番 | 若泉昌寿君  |

1.欠席議員

なし

1.説明のため出席した者の氏名

|          |   |    |      |
|----------|---|----|------|
| 町        | 長 | 遠山 | 務君   |
| 総務課      | 長 | 飯田 | 修君   |
| 企画財政課    | 長 | 秋山 | 幸男君  |
| 税務課      | 長 | 鈴木 | 弘一君  |
| 町民生活課    | 長 | 高野 | 光司君  |
| 健康福祉課    | 長 | 師岡 | 昌巳君  |
| 経済課      | 長 | 菅田 | 哲夫君  |
| 都市建設課    | 長 | 飯塚 | 正夫君  |
| 会計課      | 長 | 飯田 | 美代子君 |
| 教育       | 長 | 伊藤 | 孝生君  |
| 教育委員会事務局 | 長 | 鬼沢 | 俊一君  |
| 水道課      | 長 | 福田 | 茂君   |

1.職務のため出席した者の氏名

|       |   |    |     |
|-------|---|----|-----|
| 議会事務局 | 長 | 木村 | 克美  |
| 書     | 記 | 蛭原 | 一博  |
| 書     | 記 | 飯田 | 江理子 |

1 . 議事日程

---

議 事 日 程 第 4 号

平成21年12月10日(木曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第76号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例  
日程第2 議案第77号 平成21年度利根町一般会計補正予算(第6号)  
日程第3 議案第78号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  
日程第4 議案第79号 平成21年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第5 議案第80号 平成21年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第6 議案第81号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
日程第7 議案第82号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算(第4号)  
日程第8 議案第83号 茨城県南水道企業団への加入について  
日程第9 請願第2号 横須賀・大平・もえぎ野台3地区における選挙投票所新設の請願  
日程第10 農業委員会委員の推薦の件  
日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1 . 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第76号  
日程第2 議案第77号  
日程第3 議案第78号  
日程第4 議案第79号  
日程第5 議案第80号  
日程第6 議案第81号  
日程第7 議案第82号  
日程第8 議案第83号  
日程第9 請願第2号  
日程第10 農業委員会委員の推薦の件  
日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

午前10時00分開議

議長(若泉昌寿君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

総務常任委員長から請願審査報告書が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第1、議案第76号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番岩佐康三君。

〔12番岩佐康三君登壇〕

12番（岩佐康三君） 議案第76号の利根町課等設置条例の一部を改正する条例が上程されてきておりますが、私はこの条例を提出する根拠といたしますか、どういうプロセスでこういう改正案が提出されてきたのかをお伺いしたいと思います。

まず、これは行政改革推進本部等々で検討されたのか。その前に、例えば利根町行政改革大綱がありますが、この大綱というのは、町としての位置づけはどの程度なのか。また、その下にあると思うのですけれども、例えば利根町の集中改革プラン等々がございすけれども、その中にも例えば利根町課等設置条例を一部改正している条例等々が入ってくると思うのですけれども、そこらあたりの重要度といたしますか、大綱と、それから、この集中改革プラン、それから、課等設置条例等の位置づけについて、どういうプロセスで何をもとにしてこういう決定をされるのか、お伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

どういうプロセスでこのような決定がなされたのかということでございますけれども、今回の課等設置条例の一部を改正につきましては、平成18年の4月から、御承知のとおり、グループ制を導入してまいったわけでございます。その中で、町民の皆様方から、その組織の対応といたしますか、グループの対応等が非常にわかりにくいというお話もございました。

それから、課の一部におきましては広範囲な業務を担当しておりまして、幾つかグループがございすけれども、町民の方が求めている説明等につきまして、不十分な部分もあったというところがございます。

そのようなことがございまして、前回9月にも一度ご提案申し上げましたけれども、庁内の行政改革推進本部会議の方で諮りまして、課を分割したらどうかというご意見等もご

ざいまして、そのようなことで、原案につきましては企画財政課の方で案をつくらせていただいて、行政改革推進本部会議の方で検討、審議をしていただきまして、今回、18課51係ということでご提案を申し上げた次第でございます。

それと、行政改革大綱等の重要性ということでございますけれども、基本的には町の振興計画がございまして、5年間の基本計画等々がございまして、そちらに組織あるいはさまざまなものの計画が決まっております。その中でまた行政改革大綱、それから、平成21年度で終了します集中改革プラン等の枝葉の方の計画をつくりまして、それに基づいたさまざまな改革プランを実施してきたということでございます。

今回の改革につきましては、さまざまな広範囲の業務を行ってきた中での十分な説明ができなかったところや、もともとグループ制でございますけれども、意思決定を迅速にして、それから、課内の集団ですか、グループという集団を、縦型の集団でなく横型の集団ということで、広範囲に事業をお互いに支援しながら執行していくということでございますが、その中でも職員の流動性といいますか、そういう部分のところにおいて十分流動性などが発揮できなかったというところがあり、また、主担当、副担当が決まっておりますけれども、その主担当、副担当、特に町民の皆様方が役場に來られて接する部分ですか、直接的に接する部分については、健康福祉課とか町民生活課等が該当すると思うのですが、その課につきましては、国で定まっております制度で動いておりますので、法律に基づいた中での専門的な部分が非常に多いということでございまして、グループの中で、例えば一つのグループの中で全員が同じだけの経験知識等が、経験もありますし、いろいろな知識等も積まれていないと十分対応できないというところがございますので、そのようところで住民の皆様方に十分な対応ができなかったとように思われます。

そのようなことがございましたので、今回、先ほど申し上げましたような手続をしまして、改正案を提案させていただいたわけでございます。

議長（若泉昌寿君） 12番岩佐康三君。

12番（岩佐康三君） 行政改革大綱、それから、集中改革プラン等の位置づけということについては、何らご答弁がなかったわけでございますけれども、どちらが基本になるか、そこらあたりははっきり言ってください。

もう一つ、今の課長のご説明ですと、意思決定のプロセスでございますけれども、今新しく提出されています課長、係長制を導入して51係にふやすということになりますが、この場合に、例えば職員が起案をして係長に提出しますね。その後、どういう形で最終的な決定というのはなされてくるのですか。

じゃあ逆にグループ制の場合に、その職員が起案をして、どこをどう通って意思決定まで来るのか、どちらが迅速に決定されるのか、そこらあたりもはっきり言っていただきたいと思います。

職員の数がかなり減ってきているわけですから、そういう面から見ると、係が昔は54ぐ

らいありましたけれども、今は51にやろうとしていますけれども、そんなにたくさん係をつくって係長以下、部下はだれもいないというセクションがいっぱい出てくるのではないかと思うのですね。

なぜグループ制にしたのか、これは、その課長のもとにグループ長というのがあります、その下に何人か職員がいらっしゃいますね。結局は住民が窓口に来たときに、その担当職員がいなくても大体皆さんが把握していて、グループ制でわかるような形にして、住民に対して、説明なりいろいろな形のサービスができるという形のもとでグループ制にしたと思うのですね。

今度、例えば課長制、係長制が導入されてきた場合に、恐らく非常に狭いセクト主義といえますか、自分の範囲はこれだけなんだからほかの人は口を出すんじゃないよとかという形のものが蔓延してきますと、その係がいなかったらだれも説明できないという、非常にサービスが悪くなる、職員の評判が悪くなる、そういう事態が多々出てくるのではないかと思うのですね。

もう一つ、今、大変申しわけないことですが、職員の方々が公園の草刈りだとか、木の伐採とか、清掃だとか、交代交代でされておりますけれども、これはグループ制をとっているからこそ、そういうこともできるわけですが、例えば今、係長制とか51もふやした場合に、たまたま当番に、担当になってしまったといった場合に、その係が清掃の方に回っているという場合に、住民が来て説明を聞こうと思ってもだれも説明できない、そういうことがどんどんふえてきて、今までやってきた清掃もできませんよと、では外注に発注しましょうかという形で、もとに戻ってしまうのではないのでしょうか、お金がかかる方に。

非常に私はそこらあたりが懸念されるところでございますので、まず、企画財政課長に、この行政改革大綱と集中改革プランとか行財政改革プランとかいろいろありますけれども、何が基本になってどういう位置づけになっているのか、それもお聞きして、私の質問にぜひお答え願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

行政改革大綱、それから、集中改革プラン等の位置づけということだと思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、上位計画等がございまして、行政改革につきましては行政改革大綱を定めております。

また、平成17年度から平成21年度までの集中改革プランを定めて、現在までその計画に基づいて実施をしてきているということでございます。

それから、先ほど事務決裁の流れのご質問がありましたけれども、グループ制でございますけれども、起案者がおりまして、起案者があって、その次は一緒に主担当と副担当が

ございますので、その担当されている方がその次に決裁をします。その次にグループリーダーが決裁をして、課長が決裁を最終的にすると。重要な案件については町長の決裁をいただくということでございます。

従前係制でやっていたときの決裁でございますけれども、起案者が起案をします。次に係長が決裁をして、課長補佐が決裁をして、課長が決裁をして、重要な案件については町長が最終的に決裁をするということでございます。

議長（若泉昌寿君） 12番岩佐康三君。

12番（岩佐康三君） 何か大綱の位置づけがよくはつきりわかりませんね、課長答弁だと。

一番基本になるのは、これ大綱というのはどういうプロセスでつくられるのですか。例えば行政改革推進本部というのは、課長さんたちがみんな入っているところが本部になっていますが、本部長は町長さんだと思うのですね。この大綱が一番基礎になって集中改革プランなり行財政改革プランなり、この課等設置条例はこの大綱に基づいて決定されると思うのですがいかがですか、ぜひ答弁してください。

それと、今の企画財政課長のお話の意思決定のプロセス、課長制にした方が、1人か2人決定する人がふえてくるじゃないですか。要に迅速ではなくなってきますね。

例えば担当なり副担当なりが起案をして、グループ制の場合はグループ長、それから、その上の課長に行って、大体それで決定されるわけですけども、部課長制にした場合は、職員が起案をして、係長に見せて、補佐に一応もらって、それから、課長に行ってという形になりますから、プロセスが一つ二つふえてくると思うのですね。非常に意思決定がおくれる。そういうことが非常に懸念されるわけです。

企画財政課長、もう一つ言葉が足りないのは、この大綱は17年度から19年度までと先ほどおっしゃっていましたが、利根町のインターネットで開きますと、利根町行政改革大綱というのは、20年度に新しく改定されているのですよ。これは22年度まで、再来年の3月までこれ生きているのですよ。一般公開しているわけです。全国の人が見られるのですよ、これは。この中に何と書いてあるか、読みましたか。

前体制の係制から、機能性を考慮しグループ制組織等へと見直しを行うと、はっきり明記されているのですよ。グループ制は22年度まで、これ言い切っているのですよ。何で勝手に、大綱を変更せずに改革推進本部だけで決定していいんですか、これは。そんないい加減なことでもいいんでしょうか。

少なくとも平成17年の第1回の定例議会で課等設置条例については、利根町でグループ制にするということで提案されたことに対して、全員一致で議決しているんです。なぜそれが簡単に大綱の変更をせずに変更されるのか、そこあたり、ぜひ詳しく答弁してください。

よろしくお願いします。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ただいまのご質問でございますけれども、行政改革大綱の中に、現体制の係制からグループ制への見直しを行うということで記載されているということで、大綱については平成22年度までの期間があるというお話でございましたけれども、その中に、同じ場所でございますけれども、講ずべき措置ということで、原則として2年ごとに組織機構の見直しを行うということも記載されてございます。一方でそのような記載もございます。

そういうこともございますので、そういう中で当面の行政課題について共通認識を図って、検討しながら、課長等の庁議の会議の中で充実を図るという項目もございます。

そのようなことでございまして、今回、平成18年4月から3年半ちょっとになると思っておりますけれども、そのような期間があるということで、見直しをしたいということでご提案申し上げている次第でございます。

失礼しました。先ほどの決裁の部分で、係制の方が迅速ではないんじゃないかというお話がありましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、係制の場合は起案者がいまして、次に係長が決裁をして、課長補佐が決裁をして課長が決裁をします。ですから三つ決裁があつて、最終的に重要な案件のときには町長の決裁をもらうということで四つです。係長、課長補佐、課長、町長ですので四つ。

グループ制でございまして起案者がございまして、次にその主担当が決裁をして、グループリーダーが決裁をして、課長が決裁をします。そこで三つです。最終的に重要な案件は町長が決裁するというので四つですので、決裁の進みぐあいは一緒でございます。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

課等設置条例の一部を改正するという最大の理由であります、これは住民にわかりやすくするためというのが最大の理由であります。

それから、18課51係にすると、今、岩佐議員の方から決裁がおくれるのではないかとごうございましたが、そのようなことはございません。課長補佐がいない課は課長補佐の決裁がございませんので、決裁的には意思決定をするのには遅延するということはございませんし、また、行政改革大綱の位置づけと集中改革プランの位置づけということでございますが、それに沿って行政はやっていくということでございます。

ただ、岩佐議員がご指摘のとおり、行政改革大綱の本部長というのですか、集中改革プラン、これもすべて町長でありまして、町長がかわれば一部変更になるのは、これは当然であろうと思います。これは住民のためにということで変更するわけですから、そういう意思で行政改革大綱、集中改革プランの一部を変更するということは当然であろうと、私はそう考えております。

また、議決ということではありますが、課等設置条例に関しては議会の議決をいただくわけですが、行政改革大綱また集中改革プランというのは議決事項ではございませんので、別に一部を変更しても何ら問題はないと、私はそのように解釈をしております。

議長（若泉昌寿君） 13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 私は、この条例改定案に対して賛否の態度を決定する上で幾つかの疑問点をただしたいと思います。

町長の決意を伺うために釈迦に説法かもしれませんが、幾つかの基本的な認識を伺います。ぜひ誠実にお答えいただきたいと思います。

町長はこの条例改定に並々ならぬ思いを持っておられるようですが、その思いと今後の職員、住民等への働きかけを具体的に伺いたいと思います。これらは私に対する答弁であると同時に、職員へ町長の決意を伝えるメッセージとして位置づけて答弁を期待いたします。

まず第1は、地方自治体の任務と自治体職員の求められる役割、そのもとでの組織と職員の意識との関係について質問いたします。

地方自治法に定める自治体の任務は、第1条2第1項で住民の福祉の増進を図るとなっています。そして、福祉とは人々が住んでよかったというよい環境となっております。これは毎年小学校の卒業式のときに、利根町が子供たちに贈る辞書の中でそのように明記されております。

また、憲法15条2項では、すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと定めており、これを自治体職員に求めた場合、住民全体の奉仕者、または住民への奉仕者であるべきと私は理解していますが、町長の理解はいかがでしょうか。

ところが現実の利根町の役場に見られる住民への対応はどうなっているのか。具体例を通じて町長の考えを伺いたいと思います。

その第1ですが、私が今から挙げる事例は、特定の課に関してでございますけれども、これはたまたまこれらの仕事が住民に直接結びつく業務であり、先ほど企画財政課長の方からそうしたお話がありましたけれども、たまたま私に寄せられた事例でありますので、その課や当人に対して、私は恨みつらみを持っておるものではありません。

その具体例の一つですが、住民税等の納付書の送付についてです。当然納付期限等までに送付されています。私が私にかかわっているものを調べたところでは、約半月前にはちゃんと出されております。だから、これが実務的にも法的にも恐らく問題はないということは理解しておりますが、住民にとっては、もしそれが来た場合、一括納付するか、分割納付するか、それを検討し、同時に資金繰りを検討して、納付する前に確定額を早く知りたい、このように思っておられる方がおられます。

納付書の送付が遅いので税務課に問い合わせしたならば、まだ納付期日前だから問題は

ないと言われて、電話でけんかになって、その後、役場に乗り込んでいろいろ話を聞いたけれども、この態度が私は納得がいかないという形でお話を聞きました。

実務的には問題ないとしても、期限前に用意をしてきちんと納付したいという思いがあるとの問い合わせですから、丁寧に対応し、かりそめにも住民とけんかをしてはならないと思います。

また、次の例は健康福祉課に関してでありますけれども、幾つかあります。受給資格現況調査票の提出について、通知の文書の中では、別添の文書をあわせて提出してくださいということを書き添えてありながら、それが同封していない。それを電話で問いただしたならば、窓口にありますから取りに来てくださいとの対応であった。厳しく、それは役場の責任だから、そちらの責任でやるべきではないかと抗議したならば、後日郵送してきたそうです。職員の不注意でありながら、安易に郵送で対処する姿勢は問題はないかということでもあります。

それなりに経過があることですから、役場への出退勤時にそこに届け、一言謝ってもよいのではないかと。また改めての郵送ということで、本来不要な支出が行われ、これが問題ではないかということでもあります。私も同様に思います。

また、特別障害者手帳等にかかわる診断書の提出を求める場合に、事務連絡文書の発送が遅く、提出日や再認定更新日に間に合わないということでもあります。

今日、医療機関では診察しなければ診断書は出さないとします。そして、その診察の予約を受ける場合、近くにある開業医であれば、そう不自由はないかと思いますが、総合病院等大変混雑しております。予約等もなかなかとれない。また、障害者手帳等を持って、それを裏づける診断書ということになれば、家族等は介護のために時間を簡単につくれないうい事情もあります。そうした現実をちゃんと認識し、やはりこうした業務は行われるべきではないでしょうか。

また、介護保険負担限度額認定書の交付は、交付年月日と有効期限の日が同一年月日であったという事例もあります。実害があったかどうかは別にして、当事者、家族に大きな不安を与え、結果として行政に対する信頼や役場職員に対する不信を助長したということになれば、これはやはり残念なことでもあります。

それ以外にも役場の中では常識でも、住民から見れば非常識、こうした対応がそのまま見受けられます。特に利根町が今後ますます住民が高齢化する、そういったことを考えると、本当の行政サービスというのはどういうものか、これを地方自治や公務員の原点に返って、私は役場を挙げて検証しつつ、職員の意識を変えていくべく働きかけを強めるべきと思います。

今、利根町の行政窓口で必要なことは、みずからが直接責任を持つ業務にしっかりと責任を持つとともに、住民が求めるものは何なのかを想像し、役場職員、公務員としての自覚を常に持って対応すべきであると思います。縄張り意識に立ったお役所仕事のそしりを

受けないように頑張るべきです。そのことを住民は期待していると思いますが、私の主張に問題があるのでしょうか。町長がどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

第2には、町長は少子高齢化の利根町の現状を直視し、子育て支援や健康増進、福祉重視での高齢者対策を重視したまちづくりを意識し、町長選挙において公約を掲げ、今回の課等設置条例の一部改正の議案にもそうした思いは反映されていると思います。

しかし、そういう町長の思いをどのように職員に理解を求め、周知をしていくのか、これが具体的に私は示されていないかと思えます。

私は9月議会におけるこの条例改正の議案に対し、十分な職員行政内部の総括をしないがままの提案、そして10月1日実施は時期尚早、拙速な提案であると反対しましたが、その後に私の反対討論を踏まえてどのように具体的に努力されたのかを伺いたいと思います。

今回の提案においては、それなりに工夫、検討がなされております。住民には一定理解しやすい課の構成があつて提案されているという事実は認めますが、職員にその町長の意図が十分浸透しているのかどうかは、まだ疑問が残されます。もしこの条例が通った場合、施行するのは22年4月ということですが、約3カ月あります。前回は9月議会に提案し、10月の人事異動を検討されていたようですが、幾分今回は慎重な対応です。その4月までの間はもとより、その後においても町長の意図を浸透するために、それを徹底する働きかけをどのように行うのか、町長の決意を含めて伺いたいと思います。

何としても仏をつくって魂入れずになることを避けるべきです。真に行政サービスの向上につながることを願っております。これらのことを質問し、賛否の態度を決める上で参考にしたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

議員ご指摘のように、地方自治、住民の福祉の増進、これは大変重要であると私も認識をしております。また、議員ご指摘のとおり、すべてとは申しませんが、職員の一部の対応が遅いということも確かであります。私も2回ばかり、現職でないときに、ある課に、2課であります。ある二つの課に電話連絡して聞いたところ、係でありながら聞いてもわからないというようなことが2回ばかりありました。そういうこともあつて、それでは今回18課51係にすることによって、そういうことのないようにという、そういう思いもございませぬ。

また、この間の9月の議会で、大変恥ずかしい話ではありますが、占用許可を百七、八十件出さなかったということもございませぬ。それで、すぐやりなさいと言うと1日でできるのですよ。配るのも1日でできるのです。そういうこともありました。これは恥ずかしい話なのですが、ことしの3月31日までに決定をして、4月1日から使えるように占用して

いる個人なり企業なりに、3月末現在で届いていなければいけない許可証でありまして、大変関係した方には申しわけないと、私は現職ではありませんが、大変申しわけないと思っております。

そういう業務の遅延、そういうことのないようにするためにも、今回の改正案を出したと、このように受け取っていただければありがたいなと思います。

そして、今回まちづくり推進課をつくりまして、来年度予算に、このまちづくり推進課の中に3名ばかり外部からというのですか、臨時職員として採用したいと思っております。2人については国の緊急雇用創出の中で対応したい。1人は非常勤で対応したいということで、来年度予算、22年度予算に計上しようと思っております。

一つは、学校の跡地利用ですね。そのほか町有地等々ございますから、それをどのように活用するのか、それを専門にやっていただくスタッフ。それともう一つは、昨日の高木議員のご質問の中でありましたように、住民の健康増進、これをどのように今後とも図っていくかということで、健康寿命を延ばすことも当然であります。健康寿命を延ばすばかりではなくて、住民全体の健康増進、疾病予防をどのように図っていくのかということで、まちづくり推進課の中に健康増進の方を1人外部から取り入れまして、入っていただきましてやっていただこうと。

もう一つは、今、職員の評価制度を県南地域でも、牛久市を筆頭に各市町村が導入、もしくは導入しようという機運が大変ある。牛久市あたりは一部始まっております。この評価制度、これについて、評価制度を導入しないと職員の意識が芽生えないというのですか、今、具体的には、この間庁議で課長には話したのでありますが、基本給は生活給でありますので、基本給には触らないで、賞与でも各課全体の賞与は決まっていますから、賞与の中で、その中の何%かをそれに評価した上でプラス・マイナスをつけたいという考えであります。

その評価制度、まちづくり推進課の中に専門の方を外部から入っていただきまして、どういうことをすれば職員のやる気、またやっていない職員と、やらない職員と言ったら語弊がありますが、実際そういうような状況も見受けられます。職員のやる気を起こすためにも、評価制度は是が非でも導入しなければならない、そのことによって、先ほどから議員がおっしゃっているような問題点を解決できればなど、そのように考えております。

いずれにしましても、この設置条例を採決していただければ、住民の不満または不安等を今まで以上になくしていくと、そういう決意で今後ともやっていきたいと思っております。

どうかご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 13番高木博文君。

13番（高木博文君） この利根町課等の設置条例の中身に直接、間接関連しながら一般質問、またきょうの質疑も行われておるところで、それなりに理解は深まりつつあるわ

けですけれども、まちづくり推進課ほか、こういう新しい課ができた場合においての、その課の役割を、そこに座る人はもとよりですけれども、全体の中でどう理解するのかというのが極めて大事だと思うのです。百数十名、多いか少ないかは別にしても、今、町が直面している課題は、それら一丸となって取り組まなければならない課題だと、責任を持つ主管課は主管課としての役割がありますが、それに対応して協力をする課の体制が非常に大事だろうと、そういう意味において職員の意識を変えていく働きかけ、今、町長がお話があった部分については、私は職員の能力を発揮する、そういう意味合いで研修や訓練の前提になる評価というものは一定必要だという認識に立っておりますけれども、あらゆる面から職員すべてが町長の分身として窓口で仕事をする。また、ここにおられる課長さん等がその課をつなぐ積極的な役割を果たしていく。やはり利根町の直面している課題を思うときには、それぐらい全体が力を合わせなければ、なかなか利根町の今後、いい方向へ持っていくことは困難ではないかと思うのです。

けさほどの茨城新聞の中で、大子町が子育て支援策ということで、いろいろ考えているということを出しております。ここは利根町と同じように県下一番の子育て環境の実施という形で、かなり意欲的な政策を出しておりますけれども、ここにおいては町の中にプロジェクトチームをつくって、町長がそのチームリーダーですけれども、責任者ですけれども、課とかそういったものを越えて、特に若手を中心にしながらチームをつくって今後の大子町をどうするんだという形で、かなり斬新な計画を練って具体化を図っていくということ等が出されております。

ぜひ利根町もそういうことを具体的に実施しながら、マスコミ等も使ってアピールしていけば、また人口減に歯どめをかける、あるいは人口を流入させることにも成功する、いろいろな他のプラス面も出てくるかと思えます。

そういう意味で改めてお聞きしますけれども、担当課とそれ以外の課との連携、この必要性を徹底して町長は、職員の意識を変えるぐらいのつもりで働きかけをしていく決意があるかどうかを改めてお伺いをしたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、やはりまちづくり推進課、そういう組織をつくっても、全体で連携をとっていかなければ、これは健康増進にしても跡地利用にしてもできない、当然大変なことになるかと思えます。そういう点も庁議等で職員に情報を共有し合いながら、連携を取り合いながら執行していきなさいよということは、庁議のときにいつも言っておりますし、今後は議員ご指摘のとおり、今まで以上にそういう点を気をつけるように指導していきたいと思っております。

また、大子の町長さんとは、今12町村ですか、会議があるたびにいろいろとご指導願っているわけですが、うちの方も大子町さんに負けられないようにということで、いろいろと聞

いております。大子町はかなり面積が全国でも広い町なので、その維持管理が大変だと、その点、利根町においては25平方キロメートル弱ということで、隅々まで目が届く範囲でありますので、そういうこともプラスになるうかと思えます。

いずれにしましても、職員一人一人の自覚、また職員意識の向上を図っていくよう、私を中心となって頑張っていきたい、このように考えておりますので、今後とも議員の皆様方のご支援とご協力のほど、またご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

12番岩佐康三君。

〔12番岩佐康三君登壇〕

12番（岩佐康三君） 議案第76号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

平成18年第1回定例議会で、議案第2号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例が提出され、当時の企画課長の説明がありました。これは原文を朗読させていただきます。

「利根町は昭和40年代後半に始まった宅地開発事業により、人口は飛躍的に増加いたしました。行政需要も高まり、町民の多様なニーズにこたえるため、役場職員を増員し、課を分割させ、新しい係等を設置して行政サービスの充実に努めてまいりました。しかしながら、平成7年以降からは人口は減少に転じ、現在もその傾向は続いているところでございます。

このような状況の中、平成9年度以降は町職員の新規採用はなくなり、職員数も過去9年間で26名減少しております」、ここで平成9年と現在の平成21年度の職員の数を比べてみますと、平成9年は定員管理で200人おりました。ことしは157人でございますので、43人減っていることとなります。

「現在の利根町の組織体系は、行政委員会等も含め全庁で24課、54の係があり、人口が減少に転じてからも大きな組織改革が行われず現在に至っております。このため、係長の下に職員がいなかったり、課長補佐が係長を兼務するといった現象が生じているわけでございます。こうした組織体系では、新たな行政課題への対応が必要な場合等に、業務の割り振りが難しいなどの弊害が出てきております。これは職員数に比べて課と係の数が多いため、職員の適正な配置ができなくなっているのが原因でございます。

これからの行政改革は、現在、利根町が置かれている状況や将来の社会状況等を見据えまして、限られた行政資源を有効に活用し、最少の経費で最大の町民サービスを提供するためにより効果的な事業を厳選し、可能な限り効率的に執行していくことが重要であると考えております。

そのためには、役場内部の制度や仕組みを見直し、職員一人一人がコスト意識やサービ

ス精神などの経営感覚に基づいた行政運営を行い、多様化する行政課題に対応していくとともに、町民の満足度を追求した成果重視の考え方へと転換する必要があると思います。このため、今回の組織の見直しに当たっては、類似性の高い事務内容や同様の事務処理については、一つの課で処理できるよう、行政のスリム化を図り、町長が利用しやすい組織体系をつくることを第一に考えました。

また、同時に、縦割り行政の弊害を可能な限り解消するために、既存の組織の枠にとられない機能重視の機構に改め、行政の総合力の向上を図り、より弾力的で機能的な組織運営ができるよう、全庁的にグループ制を導入するものでございます。これにより、現在の24課54係を、12課25グループに改正するものでございます。

今回の組織改革は、厳しい財政状況に加え、職員数が減少する中、いかにして住民サービスを維持していくかに重点を置きまして、行政需要の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような組織づくりを目指したものでございます」という説明でございました。

この利根町課等設置条例の一部を改正する条例議案は、議員、全員起立で可決されたものでございます。

組織機構の見直しの最重要事項として位置づけられ、行政改革の中の根幹であります、現在もインターネットで紹介されている平成20年度から平成22年度の利根町行政改革大綱、この中で組織機構の見直しという部分がございます。

「組織は、常に社会経済情勢や行政需要の変化に対応できる柔軟なものでなければならない。組織を硬直化させる原因には、細分化によるセクト主義、コミュニケーションや総合調整能力の欠如、意思決定の遅れと責任の不明確、業務の重複、人材の有効利用の欠如などさまざまなことが考えられる。柔軟な組織を確立するために、下記の事項に照らしあわせて見直しを行う必要があるということで、（１）迅速な意思決定を図るため、権限の移譲や組織のスリム化を進める。（２）縦横の意思・疎通、情報伝達の円滑化等迅速である組織体制とする。（３）目的・課題にあわせ、変化に柔軟に対応できる流動的かつ迅速である組織体制とする。

〔構すべき措置〕の中に、先ほど企画財政課長がおっしゃってございましたけれども、確かに原則として2年ごとに組織・機構の見直しを行うという項目はあります。ただ、その3番目に新たな課題に対応するため、課等を設置する場合には、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立ち実施せよという形も明記されておりますが、今回の改革はスクラップ・アンド・ビルドでなくてビルド・アンド・ビルドである。

区分けで提出されたこの組織改革では17課52係でございますけれども、今回は一つの課がふえて18課、係が一つ減って51係にただけですよ。

現実に、前の説明があった課長の説明で、職員が26名減っていて係長の下に人がいなくなる、そういう課が多分ふえてくるだろうと思うのですが、現在43人も減っているわけですよ。にもかかわらず、係が、前は54でしたけれども、今回は51係ですから、たった三つ

しか減らしていない。こんなので本当に対応できるのかと非常に懸念があります。

私は、全部前のようにやれということは申し上げてはおりません。現実問題、町民生活課ですか、確かにちょっと範囲が広がりますから、これは二つ、三つ分割してもいいと思うのですけれども、あと福祉の方ですけれども、それもちょっと多いかなと思っています。ですから、多少なりとも課をふやしてもいいとは思いますが、この係制がほとんど昔と変わらないということ自体が、これは問題かなと思いますので、ここらあたりをもう1回きちっと再考されて、機能ができるような係制にぜひ変えていただきたい、そういうことを申し上げまして、私は今回の課等設置条例の一部を改正する条例については反対の意見を述べさせていただきました。

議長（若泉昌寿君） 次に、賛成の方の発言を許します。

13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 私は、前回9月の条例案の提案に対しては反対をした立場でありますけれども、先ほど来、質疑を通じて町長の決意、思いをただした。そのことを踏まえてこの条例案改正については賛成の立場を表明したいと思います。

今、利根町が直面している課題は、できるだけ早く着手をし、そして町を挙げて取り組まなければならない課題ばかりだと思います。そういう意味で、前回の場合については、趣旨そのものについては賛成でありましたけれども、提案そのものは拙速、即人事異動に結びつける、こういうようなことがうかがわれたので反対をしたところでありまして、今回、住民の立場からすれば、それなりにわかりやすい。それと、町の今後の方向性をそれなりに示す組織になっていると。あとは、職員の意識をそういう方向へどう近づけていくかということにかかっていると思って、先ほど質疑を繰り返したところでありまして、

今、利根町が直面している課題を考えてみると、選択と集中が必要だと思えます。具体的に何を最優先でそれを重視し取り組んでいくのか、そしてまたそこにどう集中的にやっていくのか、しかし、おのずから町そのものの本来の業務も当然あるわけですから、だから責任を持つ担当課と町の組織がどのように協力しながらやっていくのか、あわせて住民の持つパワー、行政と住民の協働をどう追求していくのか、これらが問われていると思えます。

それらはまだ実施をされているわけではありませんけれども、私は先ほどの町長の決意を聞く中において、ぜひきょうここへご参加の課長さん方も、恐らく課がどうなるうとも、次の異動でどうなるうとも町の行政の中心を担っていく方々でありますから、そのことはしっかりやっていただくだろうという期待を込めて、今回のこの条例提案については賛成ということを表明したいと思います。

議長（若泉昌寿君） 次に、反対の方の発言を許します。

次に、賛成の方の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第76号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

11時10分より再開します。

午前10時57分休憩

---

午前11時10分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第2、議案第77号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

11番飯田 勲君。

〔11番飯田 勲君登壇〕

11番（飯田 勲君） 私は議案第77号に対して2点ほどお伺いをいたします。

1点は、4ページの債務負担行為の補正ですが、債務負担行為という制度はどのような支払い、決済手続を適用するのかということでございます。

今までと言うとおかしいけれども、当初予算書を見ると、要するに債務負担というのは過去では農道の整備、あるいは利根地区の基盤整備に関して、20年あるいは25年と長期にわたって支払わなければならないものを負担するというものであったのではないかと理解しております。

農道の整備の場合などは、県単事業で37.5%でしたが、県の補助をいただきながら町が62.5%負担というのが、10年なり20年なりの長期で支払っている。そういうのが私は債務負担行為と理解していたわけですが、一つの例として、今回議会会議録反訳委託で当初予算が、21年度372万円であったものが、平成21年度から平成22年度までで240万1,000円に減額補正されていると。もう一つの例としては、広報とね印刷製本で、当初予算では537万8,000円、21年度の債務負担行為であったが、今回の補正で21年度から22年度までで449

万5,000円と減額されております。

こういう債務負担行為というのは、先ほども申し上げましたが、単年度決済できるものも債務負担行為をしなければならないのかどうか、その辺をお聞きいたします。

もう1点は、14ページの消防費ですね。消防費の中の防災費、その中で請負工事費、全国瞬時警報システム整備工事ほかで965万円が計上されております。その反面、防災計画費の委託料、地震ハザードマップ作成業務委託が150万1,000円に減額されております。この全国瞬時警報システムというのは、国庫支出金の中に防災情報通信設備整備事業交付金というのが国から806万5,000円が来るわけですね。これは私聞き間違えたのかどうかちょっとお尋ねしますが、津波対策ということで国から補助金として来るという説明を受けたのですが、この防災情報通信整備事業交付金と全国瞬時警報システム整備工事というのが、どういう関連で、どういう整備をするのか、要するに役場に整備して、あとは防災無線を使うのか、あるいは各家庭にこういうシステムを整備していくのか、その辺をお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ただいまの債務負担行為でございますけれども、債務負担行為につきましては、町が将来の支出を約束するという行為でございます。具体的には次年度以降に経費の支出を義務づけるような契約を締結するなどの場合に用いられます。

実際の経費につきましては、歳入歳出予算の方に計上して対応するというところでございます。

議長（若泉昌寿君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、14ページになります。款8の消防費、目5の防災費の中の965万円の全国瞬時警報システム整備工事ですけれども、これをどのように使うのかというご質問ですけれども、飯田議員が言われていましたとおり、歳入の7ページで防災情報通信設備整備事業交付金806万5,000円、これと全国瞬時警報システム整備は同じものでございます。

これは、利根町に防災無線が設置しておりまして、町内に固定系で54基設置されておりますけれども、これが全国シェアで、国の消防庁の方から衛星通信で利根町の防災システムに瞬時に通信がありまして、自動的に利根町の防災無線で放送されるということで、その内容ですけれども、地震情報、それから、議員が言われました津波情報、あと火山情報、それから、気象情報、大雨とか洪水とか、最後に国民保護法に関係しますけれども、有事関連情報、これを20年度に全国一斉に地方自治体に、民間ではまだ設置しているところはありませんけれども、一斉に整備するというようになっております。

議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

11番（飯田 勲君） ただいま全国瞬時警報システム整備工事に関しましてはよくわかったのですが、債務負担行為の方でもう少し具体的に聞きたいなと思います。

要するに当初予算では、例えば先ほど言いましたように、議会会議録反訳委託料などは当初予算で平成21年度となっております。今度は、要するに平成21年から平成22年度までということで、これは2年間にわたるのかなと思います。しかるに金額は少なくなっているのですね。この辺、この債務負担行為が多くなったり少なくなったり、プラス・マイナス・ゼロ同じであるということも多々ありますが、こういうところがちょっと私には理解できないのですね。当初予算では議会会議録反訳委託の場合をとると372万円でありながら、今度は補正が平成21年から平成22年までという2年間にわたっていながら240万1,000円とかなり減額されています。こういうのが多々あると、どうしてこうなっていくのか。

これは、恐らく業者との契約の関係だとは思いますが、その辺、もう少し具体的にご説明願います。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、ご説明申し上げます。

債務負担でございますが、先ほど申し上げましたとおり、次年度以降の支出を町として約束するような場合ということでございます。今回、補正で計上いたしましたのは、平成22年度分の各業務についての限度額、それから、期間でございます。

例えば議会会議録反訳委託でございますけれども、今回補正予算が議決されましたなら、早速、来月になると思いますけれども、契約の手続をいたしまして、これは入札とかそういうことになりますけれども、契約をして、22年4月1日から23年3月31日までの契約で、この一つ一つの契約をしていくという手続になります。

今回は昨年同様14の事業についてでございます。経費が増減している部分につきましては、毎年度それぞれの担当課におきまして、例えば議会の会議録であればページとか印刷の形態とか、発注の際の仕様をつくりまして、それに基づいて見積もり等をいただいた中での数字がここに限度額という形で上がっているものでございます。ですから、毎年限度額については変わるものもあるということでございます。同額のものもございますけれども、そのような形で限度額を設定して契約の手続をして、次年度以降の業務ができるようなことで契約をしていくということでございます。

議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

11番（飯田 勲君） ただいまの課長の説明によりますと、議会会議録反訳委託の例をとりましてご説明いただいたわけですが、要するに平成22年度までというのは、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに支払う契約とお伺いしたのですが、ここには平成21年度からと書いてあるので、どうして平成21年度からと書いてあるのかをお聞きします。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 債務負担行為の補正の期間でございますけれども、21年度中に契約等の手続をいたします。入札とかそういう事務手続をして、4月からその委託業務等を行っていただくということになりますので、手続をする関係上、平成21年度から平成22年度という形になっております。

議長（若泉昌寿君） 6番中野敬江司君。

〔6番中野敬江司君登壇〕

6番（中野敬江司君） 1点だけ確認のための質問をさせていただきます。

13ページですか、身近なみどり整備推進事業ということで、工事地区が大平地区に身近なみどり整備事業ということで、県の100%の補助で129万2,000円計上されておりますけれども、これは大平地区のどこの場所で、どういったみどりの整備事業を行うのか。

どのくらいの面積で、どういう事情で、あと整備した後、これは当然管理が入ると思うのですが、そういった管理はどういったところで町でやっていくのか、そういったところをわかる範囲で結構ですからお答えください。

議長（若泉昌寿君） 経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

身近なみどり整備推進事業の内容ということでございますが、地区でございますけれども、大平地区の元野草園だったところを復元しまして、そちらを野草園にボランティア団体がしていきたいということで、今回の内容につきましては、竹の林になっておりますので、その竹の間伐をしていくということでございます。

この事業が終わりましたらどのようにしていくのかということでございますけれども、事業完了後には、町とそのボランティア団体とで協定書を結びまして、団体が管理していくというこの計画でございます。

議長（若泉昌寿君） 6番中野敬江司君。

6番（中野敬江司君） 今ご答弁いただきましたけれども、野草の管理ということですが、どのようなところがイメージがちょっとわからないですね。場所が。場所はわかりませんし、それと野草、現在どういう状況になっているのでしょうか。

議長（若泉昌寿君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） 場所ということでございますけれども、竹林に今はなっております。大平地区の以前野草園があったところでございます。

状況としては、竹が、人の手が入っておりませんでしたので、まずその間伐をして、まずは野草を植える場所を確保していくという工事を、今回こちらの予算でやっていくということでございます。

議長（若泉昌寿君） 課長、番地がわかれば番地を教えてあげればいいでしょうよ。

6番（中野敬江司君） 課長、今、野草はそこにあるの。

経済課長（菅田哲夫君） 野草はないかと思っておりますけれども。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 場所ということですが、早尾の天満宮からおりてきますね。おりてくると、個人名を言ってもいいでしょうけれども、左に大久保さんという青いかわら屋根の、あそこの狭いところを大平の方に入っていきます、それで、前に植物園、個人で自分の山をつくって町でも補助金を出していたのでありますが、そのやられていた方はおじいちゃんですか、もう大分前ですけれども亡くなられて、それでその後、管理する人がいなくてちょっと荒れてしまったということで。ちょうどあそこを入っていくと左に上がっていく山道、林道ですね、ありますから、私も植物園の当時、そのおじいちゃんに案内されて、私議員をやっていたので、いろいろ植物園の管理等も議員の当時に相談を受けまして、それではということであの当時の、大分前ですけれども、町長さんをお願いして予算をつけていただいて、あくまでも個人の方がその補助金で植物園をつくったということで、それが始まりなのですよ。

今は入り口も、前は管理していたころは、あそこを入っていくと、左側の入り口も手すりなどつくってあってわかったのですけれども、今はシノとか草が生えてしまってちょっと見づらいですけれども、とにかくあそこを入って行って左側を見ていただければ気がつくと思いますので、この事業が終わった後でも行っていただければありがたいなと思います。

議長（若泉昌寿君） 6番中野敬江司君。

6番（中野敬江司君） 今の町長の答弁で、行けば私もわかると思いますけれども、担当課長、まず補助金をつけるのですから、場所ですね、こういう事業をやりますよというぐらいの答弁ができるようにしていただかないと困りますので、これは全員の課長さんみんなそうですけれども、これは事業を、計画をこれにのせているわけですから、それが議員さんが内容を聞いて理解できないような答弁では困りますので、今後そういうことのないように、担当課長さん肝に銘じていただきたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 4番守谷貞明君。

〔4番守谷貞明君登壇〕

4番（守谷貞明君） 私の質問は11ページです。補正予算の11ページの民生費、社会福祉総務費の中で、障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業という形で230万円が計上されていますね。これについて中身をお答えいただきたいのですが、何人ぐらいが対象で、これは多分支援事業を行うと思うのですが、何回分ぐらいが計上されているのでしょうか、お答えください。

それから、今、中野議員が質問したことについての関連質問です。大平地区身近なみどり整備工事、町長と課長のお答えを今聞いていまして、これは一老人が民有地を植物園と

して整備して、近隣の人々、町の人々にお楽しみいただくということで老人が一生懸命やったところが、今は荒れ放題になって竹が非常に生い茂っているということで、そこを整備するボランティア団体に整備を委託して、将来はあそこを花畑にしようという事業だと承りましたが、これ基本的には民間の所有地ですよね。そこに補助金をつけているわけですが、このお金は全額町負担なのかどうか、1点。

それから、もう一つ、ちょっとこれ私ごとになりますが、私も5年半ぐらい仲間と一緒に竹やぶ整備、里山の整備をやっています。これは我々が農家の高齢者が所有している竹林に押しかけていって、勝手に竹を切ってそこを整備して、ただ約束ごとで、そのかわり春になったらタケノコを掘らせてちょうだいねというので、全く無料で、ボランティアでやっているのですよ。今、二つ目の竹山に取り組んでいますけれども、毎週1回やっています。

僕はそういうふうにはやっていますが、この方たちは、同じようなことをやっていて、ボランティアと言っていますが、こんな大金を補助金としていただけるといのにびっくりしまして、これボランティアでもこういうふうにお金をもらえるんだというので非常に僕は驚いているのですが、基本的にボランティアというのは無償奉仕、無料で労力を提供すると、これがボランティアの精神なのですが、このお金を払って町が助成をしているボランティア団体の名前、差し支えなければ、何人ぐらいがいて、どのような作業をどういうふうに行っているのかお教えてください。

議長（若泉昌寿君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業の中で通所サービス利用促進事業補助金でございますが、この事業の目的につきましては、障害者自立支援法によります通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用にかかる利用者負担の軽減を図ることを目的に実施されるものでございます。

それで、この事業でございますが、平成19年度、20年度と継続してございまして、21年度は廃止になる予定でございましたが、ここへきましてまた23年度まで延長されることになったため、今回補正を計上するものでございます。

内容でございますが、1事業所上限額が300万円でございますが、その利用者によりまして各市町村が、その利用回数等によりまして負担をすることになります。今回、利根町の230万円でございますが、5事業所に予定してございます。

具体的に言いますと、取手市にございます身障者ポニーの会、牛久市にございますみの郷、それから、美浦村にございますケアステーションコナン、それから、つくば市にございます筑波エコー学園、それから、利根町の響ですね、この5カ所にそれぞれ利用者数と延べ回数によりまして負担をしてございます。

具体的に言いますと、響でございますが、利根町の負担は126万円、またポニーの会が25万6,000円、みのるの郷27万9,000円、ケアステーションコナンにおきましては20万5,000円、筑波エコー学園におきましては30万円という予算を計上しております。

議長（若泉昌寿君） 経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それではお答え申し上げます。

こちらの身近なみどり整備事業推進事業の財源でございますけれども、県の方からの財源でございます、10分の10、県の方から来る財源でございます。

それから、ボランティア団体にこの工事費を渡すのかというご質問でございますが、こちらの工事につきましては、まず業者がやりまして、その後、ボランティアの団体と協定を結びまして、その後の管理をしていただくという内容でございます。

議長（若泉昌寿君） 4番守谷貞明君。

4番（守谷貞明君） 今の経済課長の答弁で、財源は129万2,000円、すべてが県の支出と、県からの財源と、県が助成ということですね。この整備工事については、まず業者が行って、その後、ボランティア団体が管理するというお話ですが、そうすると、これは工事費全額がその業者に渡っているのか、この業者はどのようにして選んだのか、競争入札なのか、それとも指名入札なのか、それとも随契なのか、その辺もわかれば教えてください。

議長（若泉昌寿君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

こちらの工事につきましては、ボランティア団体の方で行うのではなく、県の方からの10分の10という補助率でまいります。

4番（守谷貞明君） それはわかっています。業者に幾ら払っているか、ボランティア団体に幾ら払っているのか、契約はどういったものか。

経済課長（菅田哲夫君） 業者の方に払う金額、予定される金額を今回予算計上してございます。

どのような形で契約の方をしていくのかということでございますが、今後手続を進める中で、どちらで行いますか、まだ未定でございます。

議長（若泉昌寿君） 4番守谷貞明君。

4番（守谷貞明君） では、最後ですから確認だけさせていただきます。

今のご答弁ですと、業者は今後選ぶ、今はまだ契約もしていないと、ボランティア団体はあくまでも管理だけで、そこには金銭的な補助は出ないと理解してよろしいですか。

それから、これだけ答弁してください。業者を選ぶのはどのような契約をするのか。入札なのか、随契なのか、指名競争なのか、それとも利根町で長いことこういうような造園的な工事を請け負っている会社をお願いするか、その辺、わかれば教えていただきたい。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、私の方からお答えをいたします。

この補正予算、今議会で通していただけたなら、その後の問題でありまして、この契約については業者に100%行くということであります。それで、規定で130万円以下の工事につきましては見積もり入札という規定になっておりますので、そのような見積もり入札でやっていきたいと思っております。

議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

次に、賛成の方の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第77号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第3、議案第78号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第78号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第4、議案第79号 平成21年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 質問をいたします。この債務負担行為そのものについての中身というよりも、債務負担行為における業務委託について、若干質問したいところがあります。

この債務負担行為は、環境整備業務委託に基づく予算計上で、金額的にも昨年よりも数万円減額になっておりますし、妥当なものかと思いますが、問題はこの業務委託している中身について、町がどのように監査といいますか、管理しているのか、この点がちょっと疑問であります。

というのは、これはこの役場の庁舎と離れたり、あるいは職員が常駐するところとは別個のところでの業務委託は行われております。ここにおいて適切にこの業務委託した中身が、管理がちゃんとできているのかどうか。それを町民生活課においてはどのような、いわば随時か定期かわかりませんが、現地を見てその業務を管理監査していくのかどうか。またその中身は、事業費として消耗品費、幾つか霊園にかかわる備品等についての、恐らく管理も含まれていると思いますが、そうした中でそういうことも含めてどのように町民生活課の担当グループの方で管理をしているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、高木議員の質問にお答え申し上げます。

債務負担でございますが、先ほど言われましたとおり、平成21年度から22年度の間ということで、22年の4月から管理業務を行いたいため、ここで債務負担行為をしていただくものでございます。

一般会計と同じように、3月末までには業者を指名し決定して入札を行うということでございます。

内容につきましては、そこには花壇だとか緑地、あと緩衝帯、また駐車場の清掃、一般共用の通路ですか、そういうものでございます。また、トイレが設置されましたので、そ

こも清掃するという形でございます。あと桜の木も6本ほどありまして、その除草、並びに剪定等々を行っていくところでございます。

それにつきましては、4月からこの業務は3月末、丸々12カ月間、管理業務を行ってございます。4月ごとに請求を出していただきます。それは町の方で立ち会ったり、写真で確認するところでございます。作業中、作業後、作業前ということで写真で、だれが見てもわかるような書類を提出してございます。

あと、町の方で検査して、なおかつ財政課の方で書類審査をするということでございます。

職員は全部とは言いませんけれども、月に1回なり何がしか決まっていますので、その都度業者が入る日は担当の方に報告があります。

あと、そのほかの管理につきましては、これは業者の管理でございますので、そのほかの霊園の管理につきましては、ご存じのとおり、特別会計の中で業務管理ということで需用費、消耗品費、光熱水費、修繕費等を行ってございます。

皆様の使用料の、基本的には1,190区画の皆様の管理費の中で全部賄えるようにしてございます。若干整備工事等については基金を取り崩して整備するというところでございます。

議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第79号 平成21年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第5、議案第80号 平成21年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第80号 平成21年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第81号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第81号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第7、議案第82号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第82号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第8、議案第83号 茨城県南水道企業団への加入についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 質問いたします。

この議案によれば、24年4月1日から県南水道企業団に加入するということであり、大きく違うのは、今までは口径別と使用水量によって徴収額が違ったわけですが、今後は一般家庭と営業用に大きく二分されるということで、営業用の負担が確実に大きくなるというぐあいに思われます。しかし、現時点ではまだ対応するそうした関係に対する説明等はほとんどなされていないというぐあいに私は感じておるところでありますけれども、あらかじめ負担のふえるこれらの営業用の関係者に対して、実際に加入が実現する24年4月1日までの間、水道課としてはどのような形で周知徹底を図っていくのか、また、そこから新たなさまざまな要望、意見等が出された場合、どのように対応されるのか、これらの点についてお聞きをしたいと思えます。

議長（若泉昌寿君） 水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） 議員おっしゃるとおり、今の水道料金の体系は、利根町と県南水道企業団、こちら違いますので、利根町の場合は口径別、県南水道の場合は家庭用と営業用とに分かれております。問題になるのは議員ご指摘のとおり、その営業用がかなり値段が高いので、その点だと思いますけれども、今回の議案が通りまして、協定書を結べた暁には、2年間という余裕がございますので、その間に1軒、1軒回ってご説明してご承認いただくしかないのかなとは考えております。

議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第83号 茨城県南水道企業団への加入についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第9、請願第2号 横須賀・大平・もえぎ野台3地区における選挙投票所新設の請願を議題といたします。

ここで請願第2号 横須賀・大平・もえぎ野台3地区における選挙投票所新設の請願について、総務常任委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長五十嵐辰雄君。

〔総務常任委員長五十嵐辰雄君登壇〕

総務常任委員長（五十嵐辰雄君） それでは、ご報告いたします。

平成21年12月4日付総務常任委員会に付託された案件は、請願第2号 横須賀・大平・もえぎ野台3地区における選挙投票所新設の請願です。

慎重なる審査をいたし、採決の結果、採択と決しました。

事務調査の内容については、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

12月9日、総務常任委員会を開催いたしました。全員出席であります。選挙管理委員会から飯田 修書記長、並びに書記の出席を求め審査をいたしました。

審査の経緯を申し上げます。

まず、請願にかかわる投票所の現況を実地調査いたしました。初めに、第3投票区投票所の早尾集会所を調査するとともに、ここで投票する字は早尾、早尾台、大平、横須賀、もえぎ野台1丁目、2丁目であります。この投票区及び投票所の現状を調査いたしました。

次いで第6投票所の押戸集会所を調査するとともに、ここで投票する字は、奥山、押戸、もえぎ野台3丁目、4丁目、5丁目であるので、この投票区の現状を調査いたしました。

調査の目的は、投票所の機能性、利便性を調査いたしました。

請願の要旨にあるように、もえぎ野台は今年度中に350世帯、2年後には500世帯を超えると見られ、利根町では数少ない人口増加地区であります。この地区は通学区や投票所が文間地区と文地区に分かれ、住民は不便を来しております。投票所の新設を要望しておりますので、投票所を新設可能な横須賀集会所、もえぎ野台自治会館を調査いたしました。

飯田書記長より投票区に関する資料の説明を求めました。説明の内容については、現在の投票所は昭和57年11月に11選挙区から13選挙区に2選挙区増設になりました。その理由は、人口動態の変化であると考えられます。関係資料の提出があり、資料に基づき説明を受けました。説明について番号順に申し上げます。

まず、1番目は地図に示した13選挙区と投票所と地区の位置について。

2番は投票区の増設については、昭和44年5月15日付、自治省選挙部長から各都道府県選挙管理委員長あての通知の内容でございます。この概要につきましては、投票所をつくる場合には、選挙人の住んでいる住所から投票所まで3キロメートル以上ある遠距離投票所の解消ということ、それから、一投票区の選挙人の数はおおむね3,000人であること、これが条件ですが、全国の各自治体でもいろいろな条件があります。ですから、あくまでも規定にかかわらず、この中には幾つかの例外規定がございます。

3番ですが、投票区別有権者数と投票者数の一覧表。これは過去4回の選挙で比較した表です。内容は町議会議員選挙、参議院議員選挙、町長選挙、そして今回の衆議院議員総選挙でございます。

4番目でございますが、選挙をやる場合の役場の職員の事務従事者、それに経費についての内訳でございます。それは選挙別事務従事者と経費の内訳を過去4回の選挙で比較検討した表でございます。

そして、現地を調査した結果について申し上げます。

まず、投票所の早尾集会所、並びに押戸集会所でございますが、両投票所とも投票所まで行く道は非常に起伏が多いと。そして、高齢者の方は容易ではないということでございます。特に押戸集会所につきましては、道がわかりにくい。駐車場が難点でございます。それから、投票しやすい場所ではないという感じがいたします。そして雨天や日没後は非常に暗くて出足が悪いと、そういう印象でございます。

早尾集会所及び押戸集会所は、いずれも投票所の入り口には段差が多いので、体の不自由な人や代理投票等はバリアフリーに改善してはとの議論がありました。しかし、現在は期日前投票が大分普及しておりますので、そういうことも考えられます。しかし選挙は決められた投票日に投票することが、これが選挙の規定でございます。そこで、横須賀集会所並びにもえぎ野台自治会館は、道路幅員、駐車場の確保、周辺に街路灯の設置等の条件が備っております。

そこで、非常に問題になったのは、先ほど資料3でご説明しましたけれども、投票区別有権者数と投票者数を分析しました。最近行われました平成21年8月30日に執行した衆議院議員総選挙の投票でございますが、町の有権者は1万5,511人、投票者数は1万948人でございます。投票率は70.58%です。ここで第3投票区である早尾集会所につきましては、有権者1,963人、投票者数1,124人です。投票率は57.26%です。次いで第6投票区であります押戸集会所は、有権者数が897人、投票者数377人、投票率が40.03%です。これが結

果でございます。

投票率が40.03%では民意が反映されず、選挙目的が達成されないのが民主的ではないと言わざるを得ません。投票率がなぜ低いか、結果を検証することが大事でございます。そして、現在の投票区は昭和57年に見直してから相当の期間がたっております。選挙管理委員会の事務局の考えとしては、投票区に関しては選挙管理委員会の範疇ですが、請願に関して一部地区の選挙区を見直すか、選挙区全体を見直すか、均衡のとれた投票所を検討する時期にきておりますと、このようなことが選挙管理委員会事務局の意見でございます。

これからは、平成22年、来年ですが、7月には参議院選挙、12月は県議会議員選挙、そして23年には、これ4月でございますが、町議会議員選挙と続きます。

次に、討論に入りました。全員賛成の討論を行いました。賛成討論を要約しますと、次のとおりでございます。

現地調査により、投票率向上は投票所の置かれている物理的条件に左右されます。投票は民主主義の根幹であるので、投票率の改善に努力をすべきです。投票率が40.03%では極めて低いと。そしてこれから、もえぎ野台の人口増加を考慮して、利便性のある場所に設けるべきです。民意を反映するよう、新設も含めて横須賀集会所が最適です。

討論を終えて慎重審議をいたしました。

これで請願第2号 横須賀・大平・もえぎ野台3地区における選挙投票所新設の請願を採決することを諮ったところ、全員採決することに異議なしとの声がありました。

採決の結果、全員賛成で請願は採択されました。

以上で報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、請願を採択することに対する討論を行います。

まず、採択することに反対の方の発言を許します。

次に、採択することに賛成の方の発言を許します。

4番守谷貞明君。

〔4番守谷貞明君登壇〕

4番（守谷貞明君） もえぎ野台の多分皆さんが傍聴に来られているんだなと思っておりますが、ご苦労さまでございます。私がこの請願文書の紹介議員になっている守谷ですが、賛成で紹介をさせていただいている以上、なぜ賛成なのかということについて、私の意見を簡単に述べさせていただきたいと思っております。

今、委員長報告にありましたように、第6投票所、押戸地区、ここの投票率が異常に低いのです。ここはもえぎ野台の3丁目、4丁目、5丁目の方々の投票所ですね。これがこ

としの衆議院議員選挙のときは、先ほど委員長報告にありましたが42.03%、その前の年が48.41%、それから、平成19年の参議院の選挙が40.56%、大体40%です。そのときの平均投票率は大体利根町は70%から七十二、三%、ときによってばらつきがあるのですけれども、30%ぐらい違うのですね。

じゃあもえぎ野台3丁目、4丁目、5丁目の方々は政治意識、関心がないの、そんなことはないんですよ。非常に関心が高いと思います。僕も実際のう歩いてみました。調査に行きました。委員全部で、総務常任委員が、そうしますともえぎ野台には大きな問題が二つあります。

まず、1丁目、2丁目の方々の投票所が第3選挙区で、これは早尾の天神様のところにある第3投票所です。これにもえぎ野台1丁目、2丁目の方が行く場合、かなり大きく大回りして坂をずっと上っていくんですね。狭いバス道路ですね、あの坂を上っていきますと、そのわきで竹をやるからよく知っているのですが、あそこの坂は結構上ると息が切れるのですね。僕が上ってもはあはあ言うぐらいかなりしんどい道です。これ天気がよければまだいいのですけれども、天気が悪かったら、雨降ったり、それから、夜おそくなったりすると、あそこ暗くて物騒だし、こういうところに高齢者が行ったりするのは、それから、若い人たちは、子供だけほうっておくわけがいかないからお子さま連れで行くということもあると思うのですね。そのとき大変なのですね。こういうのは、やはりよほど天気がよくて気分がよくて調子よくないと、ちょっと投票に行こうかなという気にならない。ちょっと体調が悪かったり、ちょっと遅くなっちゃった、仕事か何か用事があって遅くなって行ったら投票に行くの嫌だとなってしまう。これはしょうがないな、やむを得ない、場所が悪過ぎますね。それが1点。

全く同じことが第6投票所の押戸地区にも言えます。あれは、わからないですね。まず、場所がわからない。もえぎ野台に来られた方というのは、新しく来られた方が多いので、利根町の地理に土地勘がないわけですね。土地勘がない人にあそこを言葉で説明しろったら、多分僕も説明できないですね。どうやって行ったらいいのか、要するに山がありまして、ここにもえぎ野台の3丁目、4丁目、5丁目の住宅地がある。その後ろに山があるのですね。そこに円明寺というお寺がありますけれども、その大きな山があって、それをぐるっと大きく迂回して山の裏側の押戸の投票所に行くか、山の中を突っ切っていく道が1本ありますが、これも狭くて暗いのですね。あと、左の方から迂回していくという非常に難しい、行くのに、たどり着くのが大変なのですね。ここに行けという方が多分無理があるのかな、それが象徴されているのが投票率の低さです。

なぜかという、押戸地区の有権者の半分以上がもえぎ野台の投票者なんですね。もえぎ野台の方が一番多いのですよ。もえぎ野台の方が448名で、第6投票所はあと奥山と押戸の方がいるのですが、その方々は両方足しても482名、約半分がもえぎ野台の3・4・5丁目なのですね。その方がほとんど行っていない、行けない状況になっているから投票

率が低いわけです。

その投票率の低さということが、きのうの総務常任委員会でも、一番の問題はそこにあると思うのですね。民主主義の根幹で我々の権利なのです。非常に重要な権利、要するに代議員を選ぶというのは民主主義の基本的なルールです。その基本的なルールが、場所が遠い、物理的な問題で侵されているわけですね。行く気にならない。場所がわからない。こういうことによって民主主義の神聖な投票権、義務行為ですね、行使できない。これは大問題なのです。それでこの投票率の低さがあります。

それから、もう一つ、先ほど委員長も触れていましたけれども、利根町の人口動態もどんどん最近変わっています。人口がふえるところ、下がる場所、横ばいのところ、地域によってどんどんばらつきが出ています。これが昭和57年からずっと見直しがされていないということは、バランスが場所によって崩れているはず。その象徴的な場所が、唯一どんどん若い人たちがふえているもえぎ野台地区なのです。その投票所に非常に物理的な問題があるわけですから、これは早急に直さないといけません。

二つあります。直し方、全体の見直しをする、13投票所を見直す。これは長期的な問題としてある程度時間をかけてやらないといけない。しかし、もえぎ野台の場合は、焦眉の急、また来年の7月に選挙があります。だから、早速今から新しい場所を、皆さんの利便性のいいところに移っていただく。そこで問題になっていくのが横須賀と大平の方々も同じような悩みを抱えているわけですよ。同じなんですね、皆さん。

そこで僕らがきのう視察した場所が、その3地域の方々にとってどこがいいのだろうと、どこがいい候補地はないだろうかと探しました。いいところがありました。横須賀の集会所です。横須賀の集会所というのはランドロームのちょうど裏側なのです。もえぎ野台の西の外れというのですか、そことランドロームの裏側に横須賀という立派な集会所が、今横須賀の人があそこにおられますけれども、立派なのがあって、あそこは平らな、要するに起伏がなくて皆さん行ける場所なんですね。そこが一番いいんじゃないかと、僕は個人的に思っています。ですから、もし新しく投票所をつくとすれば、建物は横須賀の集会所をそのまま使わせていただいて、そこに行くということにすれば新設の費用もかからないし、皆さんの歩く距離も少ないし、山坂を上らなくて済むと。すべてにとっていいんじゃないかと思っています。

以上の点で、できるだけ早急にこの選挙区の見直しと新しい投票所を横須賀に、私は個人的ではありますが、横須賀の集会所にもえぎ野台の皆さん全員が、1丁目から5丁目、そして横須賀の方、大平の方、全員がそこに行かれると多分投票率がだっと上がりまして、なるほどもえぎ野台の方々の政治の意識は非常に高いんだということが一目瞭然でおわかりになると思いますので、ぜひ議員の皆さん、この請願に賛成をしていただきたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第2号 横須賀・大平・もえぎ野台3地区における選挙投票所新設の請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。したがって、請願原案どおり採択することについて採決いたします。

請願第2号は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第10、農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は2名とし、利根町大字福木369番地、飯塚哲男君、利根町大字布川2908番地1、高橋一男君、以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は2名とし、飯塚哲男君、高橋一男君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配付しま

した所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 平成21年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月4日から本日まで、通算7日間にわたり行われました今期定例会では、今年度の各会計における補正予算を初め、条例の改正や茨城県南水道企業団への加入についてなど、合計9件の案件につきましてご提案申し上げましたところ、すべて原案どおり可決並びに承認をいただきました。心より御礼を申し上げます。

早いことに、平成21年の年も間もなく終わろうとしております。定例会初日でも申し上げましたが、政府は景気につきまして、持ち直してきているが自立性に乏しく失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあると表明をしております。

完全失業率や有効求人倍率など、ほとんどどれをとりにしても大変低い水準にあることから、年末に向け生活に及ぼす影響がさらに悪くならなければと非常に危惧しているところでございます。

また、こうして急激に悪化してきている社会経済情勢の変化に対応するため、政府においては、追加経済対策を盛り込んだ7兆2,000億円規模の財政支出を昨日閣議決定したところでございます。

一方で、2010年度の予算編成も行われているところでございますが、当初、12月末日までかかるという予定でありました日程も、既にずれ込みが生じており、私といたしましても何とか年内に作業が終了してほしいと願っているところでございます。

今定例会の期間中でございますが、一般質問や提出議案審議の過程において議員の皆様方からいただきました大変貴重なご意見やご提言につきましては、今後の当町の予算編成や各種行政サービスの向上に反映できるよう努力してまいりたいと、そのように考えております。引き続き、一つ一つ、一步一步着実に事業の有効かつ効率的な執行に心がけていきたいと決意をしているところでございます。

今後ともなお一層のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、定例会の閉会に当たり、私からのあいさつといたします。

長時間にわたるご審議、大変ご苦労さまでございました。

議長（若泉昌寿君） 発言が終わりました。

---

議長（若泉昌寿君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして平成21年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

なお、次回の平成22年第1回定例会は、3月4日木曜日の開会を予定しております。

ご苦労さまでございました。

午後零時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 若 泉 昌 寿

署 名 議 員 西 村 重 之

署 名 議 員 守 谷 貞 明